

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	療育手帳交付等事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、療育手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉県知事

## 公表日

令和4年3月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳交付等事務
②事務の概要	<p>児童福祉法、知的障害者福祉法、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生省事務次官通知)及び千葉県療育手帳制度実施要綱に基づき、療育手帳交付等事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・療育手帳の交付に関する事務</li><li>・療育手帳の返還に関する事務</li><li>・療育手帳交付台帳の整備に関する事務</li><li>・氏名、居住地の変更に関する事務</li><li>・療育手帳の再交付に関する事務</li></ul> <p>療育手帳の交付等事務に係る申請を受け、判定機関において個人番号の確認を行う。 療育手帳管理システムに入力・保管された療育手帳情報について、他機関から障害福祉サービスの提供に関する事務等処理するために照会があった場合、情報ネットワークシステムを利用し、提供を行う。</p>
③システムの名称	療育手帳管理システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳管理システムデータファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一(第九条関係)7の項及び33の3の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第2項 第24条の5
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 なし(照会を行わない)</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第十九条、第二十一条関係) 10の項</p> <p>番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号イ、第4号イ、ホ</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
②所属長の役職名	障害者福祉推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎12階 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課障害者手帳審査班 043-223-2306

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

